

# 特別養護老人ホーム もみじ館 利用料金表

## <ユニット型個室>

※介護保険負担割合1割対象の方

平成30年4月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(1割負担分)										介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険負担限度額段階	居住費 (日)	食費 (日)	1ヶ月ご利用の場合の自己負担額合計(目安)
	基本サービス費 (日)	日常生活継続支援加算 (日)	看護体制加算Ⅰ (日)	看護体制加算Ⅱ (日)	夜勤職員配置加算Ⅰ (日)	個別機能訓練加算 (日)	栄養マネジメント加算 (日)	口腔衛生管理体制加算 (月)	サービス合計×1.45 (地域区分調整)						
要介護1	636	46	4	8	18	12	14	30	25,916		第1段階				
											第2段階	820	390	63,426	
											第3段階	1,310	650	86,676	
											第4段階	1,970	1,620	137,206	
要介護2	703	46	4	8	18	12	14	30	28,272		第1段階				
											第2段階	820	390	65,782	
											第3段階	1,310	650	89,032	
											第4段階	1,970	1,620	139,562	
要介護3	776	46	4	8	18	12	14	30	30,814	所定単位数× 加算率8.3%	第1段階				
											第2段階	820	390	68,324	
											第3段階	1,310	650	91,574	
											第4段階	1,970	1,620	142,104	
要介護4	843	46	4	8	18	12	14	30	33,170		第1段階				
											第2段階	820	390	70,680	
											第3段階	1,310	650	93,930	
											第4段階	1,970	1,620	144,460	
要介護5	910	46	4	8	18	12	14	30	35,557		第1段階				
											第2段階	820	390	73,067	
											第3段階	1,310	650	96,317	
											第4段階	1,970	1,620	146,847	

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しました。

\* 1単位あたり10.45円の計算となります。

※上記の1ヶ月の利用料は、31日で計算しております。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率8.3%

\* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。初期加算(30単位/日 30日限度)、入院・外泊時加算①(246単位/日)②(560円/日)、療養食加算(6単位/回)、口腔衛生管理加算(110単位/月)、経口維持加算Ⅰ(400単位/月)、経口維持加算Ⅱ(100単位/月)、若年性認知症入所者受入加算(120単位/日)、看取り介護加算Ⅰ(144単位/日…死亡日以前4日以上30日以下、680単位/日…死亡日前日及び前々日、1,280単位/日…死亡日)、看取り介護加算Ⅱ(144単位/日…死亡日以前4日以上30日以下、780円/単位…死亡日前日及び前々日、1,580単位/日…死亡日)、褥瘡マネジメント加算(10単位/月)、排泄支援加算(100単位/月)、配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間:650単位/回、深夜:1300単位/回)、生活機能向上連携加算(100単位/月)、低栄養リスク改善加算(300単位/月)、再入所時栄養連携加算(400単位/回)

※その他費用

\* 各種教室(茶道150円、陶芸250円、フラワーアレンジメント800/利用時)、喫茶コーナー(50円/コーヒー代)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1620円/利用時)、預かり金(250円/月)

\* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。

# 地域密着型介護老人福祉施設 もみじ館 利用料金表 <従来型個室>

※介護保険負担割合1割対象の方

平成30年4月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(1割負担分)										介護職員処遇改善加算(1)	介護保険負担限度額段階	居住費 (円)	食費 (円)	1ヶ月ご利用の場合の自己負担額合計(目安)
	基本サービス費 (円)	日常生活継続支援加算 (円)	看護体制加算Ⅰ (円)	看護体制加算Ⅱ (円)	夜勤職員配置加算Ⅰ (円)	個別機能訓練加算 (円)	栄養マネジメント加算 (円)	口腔衛生管理体制加算 (月)	サービス合計×1.45 (地域区分調整)						
要介護1	565	36	12	23	41	12	14	30	24,707	所定単位数 × 加算率 8.3%	第1段階				
											第2段階	420	390	49,817	
											第3段階	820	650	70,277	
											第4段階	1,150	1,620	110,577	
要介護2	634	36	12	23	41	12	14	30	27,125		第1段階				
											第2段階	420	390	52,235	
											第3段階	820	650	72,695	
											第4段階	1,150	1,620	112,995	
要介護3	704	36	12	23	41	12	14	30	29,543		第1段階				
											第2段階	420	390	54,653	
											第3段階	820	650	75,113	
											第4段階	1,150	1,620	115,413	
要介護4	774	36	12	23	41	12	14	30	32,023		第1段階				
											第2段階	420	390	57,133	
											第3段階	820	650	77,593	
											第4段階	1,150	1,620	117,893	
要介護5	841	36	12	23	41	12	14	30	34,410		第1段階				
											第2段階	420	390	59,520	
											第3段階	820	650	79,980	
											第4段階	1,150	1,620	120,280	

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しました。

\* 1単位あたり10.45円の計算となります。

※上記の1ヶ月の利用料は、31日で計算しております。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率8.3%

\* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。初期加算(30単位/日 30日限度)、入院・外泊時加算①(246単位/日)②(560円/日)、療養食加算(6単位/回)、口腔衛生管理加算(110単位/月)、経口維持加算Ⅰ(400単位/月)、経口維持加算Ⅱ(100単位/月)、若年性認知症入所者受入加算(120単位/日)、看取り介護加算Ⅰ(144単位/日…死亡日以前4日以上30日以下、680単位/日…死亡日前日及び前々日、1,280単位/日…死亡日)、看取り介護加算Ⅱ(144単位/日…死亡日以前4日以上30日以下、780円/単位…死亡日前日及び前々日、1,580単位/日…死亡日)、褥瘡マネジメント加算(10単位/月)、排泄支援加算(100単位/月)、配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間:650単位/回、深夜:1300単位/回)、生活機能向上連携加算(100単位/月)、低栄養リスク改善加算(300単位/月)、再入所時栄養連携加算(400単位/回)

※その他費用

\* 各種教室(茶道150円、陶芸250円、フラワーアレンジメント800/利用時)、喫茶コーナー(50円/コーヒー代)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1620円/利用時)、預かり金(250円/月)

\* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。